## 平成24年度第2四半期における公益法人等への契約以外の支出の状況

			交付額	支出先法人が定める会費―口当たり の金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付日等 (支出決定日)	支出の理由等	公益法人の場合	
	交付先法人名称	· 名目·趣旨						国所管、都 道府県所管 の区分
	1 社団法人日本内部監 会	正会員 (法人会費、年会 費)	100,000	100,000	2012年7月31日	国内外における内部監査の動向把握や情報収集、及び同法人が主催する研修を受講することにより、役職員の専門的能力の向上を図ることを目的とするもの。 会員限定の研修会や一般研修会への優遇参加が可能であり、配布される監査関連の研究資料等を通じて、内部監査の品質及び専門的能力の向上のためには必要不可欠であるため。	特社	国所管
	2 一般財団法人日本規会	格協 予約会員 (法人会員)	100,000	100,000	2012年7月31日	JIS追録の購入を目的とするもの。情報処理技術者試験問題作成に不可欠なJISを、常に最新なものに備えておく必要があるため。	特財	国所管
	3 公益社団法人日本監協会	·查役 年会費	100,000	100,000	2012年8月31日	監査役監査制度の動向把握や資料収集、他法人監査役との監査実務に関する情報・意見交換を図ることにより、監査役監査制度の研究・理解を深めることを目的とするもの。研修会への優遇参加や配布される監査関連資料の精読等を通じて、監査の能力及び質を向上させることは必要不可欠であるため。	公財	国所管
合計		300,000						

<sup>\*</sup>公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。